

議員発案第1号

由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成17年由利本荘市条例第40号）の一部を改正する条例（案）を、地方自治法第112条及び由利本荘市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和8年3月18日提出

由利本荘市議会議長 佐藤健司様

提出者	由利本荘市議会議員	高橋信雄
賛成者	同 上	正木修一
	同 上	岡見善人
	同 上	大友孝徳
	同 上	佐藤正人

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）の施行に鑑み、市が支給する旅費の種目及び内容について所要の規定の整備を行う等の必要があるため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例(案)

由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

由利本荘市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年由利本荘市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「するため旅行したとき、又は公務のため旅行」及び「その旅行について、」を削り、「旅費」を「交通費(住居と会場場所間の往復分の路程キロメートル(1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)に37円を乗じて得た額)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、往復分の路程が4キロメートル未満の場合は、これを支給しない。

第5条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が、公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。
- 3 前項の規定により支給する旅費の額及びその支給方法は、由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成17年由利本荘市条例第44号)に規定する市長等の例による。  
別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。